ファイル名 : H163
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 253662

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

心身障がい者医療費受給者証の更新について（再通知）

あなたがお持ちの心身障がい者医療費受給者証は、有効期間の終了日が近づいています。

心身障がい者医療費受給者証の有効期間が終了すると、医療費助成を受けられなくなります。心身障がい者医療費受給者証の更新には、まず療育手帳の更新が必要となりますので、　　までに、療育手帳の再判定手続きを行ってください。

（この日までに再判定が行われないと、心身障がい者医療費受給者証は更新できません）

なお、療育手帳の再判定手続きを既に終えている場合、この文書は行き違いでので御容赦ください。

※心身障がい者医療費受給者証更新の手順※

1．障がい福祉課にて療育手帳再判定手続きをした後、福祉医療課の窓口で、心身障がい者医療費受給者証の更新手続きを行っていただきます。

2．療育手帳が判定されましたら、心身障がい者医療費受給者証を郵送します。

※療育手帳の再判定結果により、心身障がい者医療費受給者証の更新ができない場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】　豊田市役所　福祉医療課　福祉医療担当
電話　（０５６５）３４－６７４３
ＦＡＸ　（０５６５）３４－６７３２
E-MAIL fukushiiryo@city.toyota.aichi.jp
開庁時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで
（土・日・祝日・１２月２９日から１月３日は除く）